

Q&A

Q 1 医療従事者が個人で宿泊予約する場合も補助対象となりますか。

A 1 当該補助金の補助対象経費は、補助事業者が契約等するホテル等の宿泊費用のため、原則として、補助対象となりません。

ただし、医療機関が必要に応じて、医療従事者に宿泊を指示し、最終的に宿泊費用を負担した場合については、個人で宿泊予約した場合も対象となりますので、そうした場合には、そのことが分かる書類を添付の上、申請等してください。

Q 2 県外の宿泊施設は対象となりますか。

A 2 県内の宿泊施設等に限ります。

Q 3 施設を借り上げた場合、補助対象経費をどのように計算しますか。

A 3 施設を借り上げた場合は、施設の賃借費用の合計額を医療従事者が入居した日数で按分した額を補助対象経費（一人当たり1泊9,800円を上限）として計算してください。

Q 4 駐車場代や食事代は、補助対象となりますか。

A 4 駐車場代や食事代については、原則として、補助対象なりません。

ただし、宿泊プランに駐車場代や食事代が含まれている場合にはその限りでありません。

Q 5 新型コロナウイルス感染症患者が退院後に数日宿泊した場合は、補助対象となりますか。

A 5 対象となります。

ただし、補助対象となるのは、新型コロナウイルス感染症患者が入院している日又は新型コロナウイルス感染症患者（陽性者に限る。）の外来診療・検査を行った日から起算して一般的に必要と考えられる期間（濃厚接触者の待機期間など）以内に限ります。

Q 6 昨年度の宿泊費用についても対象となりますか。

A 6 補助対象期間は、令和4年4月1日以降のため、対象なりません。

Q 7 妊娠中の家族や高齢の家族と同居しており帰宅することが困難な場合は、対象となりますか。

A 7 合理的と認められる範囲で対象になりますので、個別にお問い合わせください。